障企発 1226 第 2 号 障精発 1226 第 1 号 平成 29 年 12 月 26 日

各 障害者関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企 画 課 長 精神・障害保健課長 (公印省略)

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る情報連携の本格運 用の延期と運用方針等について(周知)

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申 し上げます。

マイナンバー制度における情報連携の本格運用が本年 11 月 13 日から始まっております。

これにより、御本人が市役所等の窓口で申請等をする際、市役所等がマイナンバーを利用して、関係機関に情報を照会することができるようになることから、これまで添付を求められていた資料が不要となるなどのメリットがあります。

一方、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。) については、一部の障害者手帳所持者において、障害者手帳に記載された住所の変更 が行われていない等の理由により、都道府県等が手帳情報をマイナンバーのシステム に登録できず、結果として情報連携ができない状況が生じております。

※ 療育手帳については、その根拠が法令上で定められていないことなどから、現 在、マイナンバー制度における情報連携の対象とされておりません。

その状況を踏まえ、障害者手帳については、まずシステムへの登録件数を増加させるための取組を行うこととし、情報連携の本格運用を当面延期することといたしました(各都道府県の障害福祉主管部(局)へも別途周知済み)。

今般、その内容を別紙のチラシにまとめましたので、貴会におかれましては、障害者手帳所持者やその保護者が利用される施設、機関等の掲示板や会報に当該チラシを掲示していただくこと等により、広く周知していただきますよう御協力をお願いいたします。